

**令和3年度さいたま市社会福祉審議会  
議事要旨**

**【開催要領】**

1. 開催日時：令和3年4月30日（金）～令和3年7月1日（木） ※書面による開催
2. 委員：（50音順・敬称略）  
別添、委員名簿のとおり

**【配付資料】**

- 資料1 さいたま市社会福祉審議会について
- 資料2 専門分科会への配属について
- 資料3 令和2年度さいたま市社会福祉審議会各専門分科会審議状況等について
- 資料4 令和3年度さいたま市福祉施策の主要事業について

**【内容】**

審議事項

1. 令和2年度さいたま市社会福祉審議会各専門分科会審議状況等について
2. 令和3年度さいたま市福祉施策の主要事業について

**【要旨】**

別添、意見等とりまとめ一覧のとおり。

以上

## 社会福祉審議会委員名簿（任期：令和3年4月1日～令和6年3月31日）

項番	委員氏名	団体名	備考
1	井原 弘美	日本赤十字奉仕団さいたま市地区本部委員会	
2	岩切 小夜子	さいたま市母子寡婦福祉会	
3	大麻 みゆき	特定非営利活動法人ケアハンズ	
4	大川 野芙子	さいたま市民生委員児童委員協議会	
5	大木 洵人	市民公募委員	
6	尾崎 康	埼玉弁護士会	
7	小野寺 信夫	市民公募委員	
8	梶川 義人	日本虐待防止研究・研修センター	
9	加藤 シゲヨ	さいたま市障害者協議会	
10	加納 浩美	さいたま市小学校校長会	
11	川方 弘子	児童養護施設 いわつき	
12	岸田 誠	さいたま市薬剤師会	
13	岸田 正寿	埼玉県福祉部高齢者福祉課	
14	木村 和孝	さいたま市私立保育園協会	
15	久保村 康史	埼玉弁護士会	
16	栗原 保	市民公募委員	
17	小谷野 俊啓	さいたま市歯科医師会	
18	清水 浩	さいたま市私立幼稚園協会	
19	鈴木 英善	市民公募委員	
20	鈴木 真由美	さいたま市民生委員児童委員協議会主任児童委員連絡会	
21	関根 隆俊	さいたま市老人クラブ連合会	
22	高野 直美	日本医療科学大学 保健医療学部	
23	高山 裕子	さいたま市中学校長会	
24	武田 ちあき	さいたま市教育委員会	
25	田中 孝之	さいたま市自治会連合会	
26	角田 英之	さいたま市歯科医師会	
27	永富 加代子	市民公募委員	
28	根本 淑枝	さいたま市民生委員児童委員協議会	
29	野口 英世	さいたま市退職校長会	
30	萩原 淳子	さいたま市老人福祉施設協議会	
31	濱田 浩	連合埼玉 さいたま市地域協議会	
32	浜野 洋子	さいたま商工会議所	
33	半田 達也	さいたま市里親会	
34	古舘 幸子	さいたま人権擁護委員協議会	
35	保坂 由枝	さいたま市介護支援専門員協会	
36	松本 辰美	さいたま市4医師会連絡協議会	
37	松本 雅彦	さいたま市4医師会連絡協議会	
38	柳垣 秀徳	さいたま市4医師会連絡協議会	
39	山崎 秀雄	さいたま市社会福祉協議会	
40	山中 冴子	埼玉大学 教育学部	
41	依田 博之	市民公募委員	
42	若杉 直俊	さいたま市4医師会連絡協議会	
43	和田 伸悟	さいたま市PTA協議会	

項番	委員 (五十音順・敬称略)	資料番号	該当箇所	施策名	意見等	区分	回答	回答 作成課	再意見	委員	回答(再意見)	
1	大麻 みゆき	資料4	P9・No.8	高齢者等の移動支援事業	高齢になられても、住み慣れた地域や自宅で自分らしく暮らし続けることができるためには、日常生活の買い物や通院等、外出に対する足の必要性が大きくなっており、運転免許証の返納者も多く、困る方が多くいると伺っております。モデル事業の本格実施とともに、地域で細かく実施できなければと思いますので、そのための方法や予算を今後も考えてください。	意見	今年度より本格実施となりますが、対象地域を市内全域としたため、地域ごとの特性を見ながら、事業の開始に係る相談に応じていくこととします。翌年度以降の予算については、実施団体数を踏まえた上で、検討してまいります。	高齢福祉課				
2			全般	全般	福祉施策の主要事業について、コロナ禍の中、予算があっても多くの事業の実施等が困難な状況が続くと思っておりますが、そのことも含め、大変な中にある市民の方々に対してできる支援が進められていくことを願っています。	意見	支援を必要とする方々に支援が行き渡るように、コロナ禍の状況等を踏まえて、引き続き各所管課において適切に事業を実施してまいります。	福祉総務課				
3	小野寺信夫	資料4	全般	全般	福祉施策全般についての意見を申し上げます。施策毎の目標の達成度と事業実施効果の尺度(評価軸)を明確にする必要があると思っております。観点としては、①各事業を行った結果、福祉施策にどのような成果があったのか。②個々の事業は当初の予定通りの結果となったのか等の点になります。そのことを踏まえて次年度に向けての新たな事業の必要性と既存事業の課題点を明確にできるものと考えます。	意見	ご意見のとおり、毎年度の事業評価を踏まえたうえで、翌年度以降の事業展開を検討していくという視点は重要であるとと考えております。今後も、各分科会等における分野ごとの計画の進行管理等を通じて適切に事業評価を行い、効果的な事業実施に努めてまいります。	福祉総務課				
4			資料4	P11・No.14	老人福祉施設等施設建設補助事業	建設後の利用状況・実態が最も重要と思っております。建設後の利用頻度・利用者の意見などを踏まえて補助を行った効果を見定めて行くことが肝要と思っておりますが、その点の対応はどのように実施されているのかを明確にさせていただきたいと存じます。	意見	特別養護老人ホームについては、毎年1月1日現在における入所者数の調査を行い、施設建設後の利用状況を確認するなど、補助を行った効果について確認しているところでございます。	介護保険課	老人福特別養護老人ホームは、介護職員一人当たりの介護人数が多く、きめ細かな対応が難しい、個人用部屋の数が少なくプライバシーの観点などが保てないなどの理由から有料老人ホームに切り替える方もいるように聞いています。介護職員の負担事業(定着度など含む)・入所者・入所者家族の満足度なども考慮して、総合的な観点から補助対象施設の効果算定をお願いいたします。	小野寺信夫	特別養護老人ホームの整備は入所待機者の解消を目的としていることから、介護職員・入所者・入所者家族の満足度の調査は行っておりません。しかしながら、介護職員・入所者・入所者家族の満足度は重要であることから、引き続き、特別養護老人ホームの適切な指導助言に努めてまいります。
5			資料4	P5・No.13	高齢者の保健事業と介護予防の一体実施	令和2年度の当初予算額に対し予算現額が約半分になっているが、その理由と本年度当初予算額が令和2年度に対し約2倍、予算現額に対しては約4倍となっているがその理由を合わせて教えてください。	質問	令和2年度については、新型コロナウイルス感染症流行の影響に鑑み、予算編成時に予定していた訪問指導を電話指導に切り替えたことで、事業費が減額したものです。本年度当初予算額の増額については、事業対象地域の拡大により対象者数が増加することを見込んだことによるものです。なお、本事業は令和2年度のモデル実施を経て、本年度より本格実施しており、国の事業計画に沿って令和6年度まで徐々に対象地域を拡大していく予定です。	年金医療課 いきいき長寿推進課			
6	資料4	P9・No.8	高齢者などの移動支援事業	平成29年度当初予算対決算額が約100%に対し、令和元年度は約16%、令和2年度では、予算現額対比でも、25%の予算執行率となっている。何が原因で執行率が低いかの理由を教えてください。	質問	・平成29年度は、高齢者の移動支援調査検討業務の委託による支出です。 ・令和元年度は、当初予算で想定した8地区まで及ばず、2地区での実施となりました。 ・令和2年度の予算執行率は資料上掲載しておりませんが、当初予算額から減額した理由は、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業規模の縮小が見込まれたためです。	高齢福祉課	日常生活・病院などの往復など高齢者にとって移動手段の確保は重要です。近隣の高齢者の方も補助金利用によるタクシー活用をしているようです。一方、公共交通機関を利用する方は、料金の補助もさることながら、ルート、時間帯・頻度も重要になります。例えば六間道路の昼間の時間帯でルートが異なっていますが、朝夕の時間帯と同じルートを要望されている方もいるようです。住民の声を十分聞いていただきながら実態に沿った支援と関連団体への指導をお願いいたします。また、令和元年度は想定以下の数の地区の実績とのことですが、なぜ、想定を下回ったのかの分析と対応施策について検討をお願いいたします。	小野寺信夫	路線バス等の運行ルートやダイヤについて、不便さを感じる方がいらっしゃるということですが、本事業では、事業実施に当たり、協力事業者等も含め、地域住民のニーズに合わせたルートや時間帯、頻度について協議する場を設けております。ご指摘のように、住民の現在の困り事を丁寧に聴きとり、慎重に協議してまいります。また、令和元年度の事業実績につきましては、本事業の検討に要する期間が影響していると考えております。実施した2地区では、検討開始から何度も協議を重ね、半年近くかけて運行に至った経緯がございます。一方、地域でのニーズ調査や運行案のとりまとめ等、時間をかけて検討したいと希望する地区も2か所あり、その結果、運行実績としては少ない状況となりました。新型コロナウイルス感染症の影響により、各地域における協議がますます難航しているため、協力事業者の確保や、運行方法の再検討の提案により対応していきたいと考えております。		
7	資料4	P11・No.13	東楽園再整備事業	全体費用が、約30億+αと聞いておりますが、現時点の見直しを教えてください。また、令和元年度当初予算比で約2倍の決算額となっておりますが、理由をお聞かせください。また、本年度当初予算が昨年度対比で、3分の1程度になっていますがこの理由も併せてお教えてください。	質問	・全体事業費については、現在実施している設計の中で精査しております。 ・令和元年度に東楽園再整備事業基本設計業務を補正予算で実施したため、予算額と決算額で違いがあります。 ・昨年度は事業用地の取得を実施したため、今年度の予算額は昨年度と比べ減少しています。	高齢福祉課					

項番	委員 (五十音順・敬称略)	資料番号	該当箇所	施策名	意見等	区分	回答	回答 作成課	再意見	委員	回答(再意見)
8		資料4	P2・No.6	グループホーム整備促進事業	年度により予算額の差が大きいのはなぜですか。	質問	グループホームを整備する事業者に対して、整備費の一部を補助しているものです。年度により整備施設数や整備内容が異なるため、予算額の差が大きくなっています。	障害政策課			
9	鈴木 英善	資料4	P12・No.1	特定教育・保育施設等の整備事業	令和2年度予算額が平年の2倍以上となっている理由、狙い、成果は。また、令和3年度は26億円強となっているが、減額の理由は。	質問	待機児童を解消するため、令和2年度において40施設、定員3,005人分の保育施設の整備費補助を行ったことによる予算額の増加。整備費の補助を行っていない小規模保育事業等を含めると、過去最多となる61施設、3,487人分の定員増加となり、令和3年4月1日の待機児童は11人となりました。また、令和2年度の整備によって、一定程度の保育需要を満たすことができるため、令和3年度は、新たな保育需要に対応するための、17施設、定員1,305人分の整備費補助に係る予算額となりました。	のびのび安心子育て課			
10		資料4	P9・No.8	高齢者等の移動支援事業	高齢者等の日常生活に必要な買物・通院等の移動支援は益々需要が高まる一方です。当市の特長であるNo.6（アクティブチケット交付事業）、No.11・12（シルバーポイント事業）も含め、ノンステップバス、高齢者用タクシーの活用が不可欠です。モデル事業、ポイント付与等をよく検討のうえ、予算化も避けられないと考えます。	意見	ご指摘のとおり、高齢者の外出促進に係る事業と移動支援は密接な関係があると考えます。バスやタクシー利用時の補助等、財政面のほか各種政策との整合性を踏まえ、慎重に検討することとします。	高齢福祉課			
11	武田 ちあき	資料4	P7・No.1	高齢者入所施設等PCR検査費用補助事業	コロナ対策として大変重要で有効な施策であり、所管は異なりますが学校等の教育施設でも同様の施策が大いに望まれるところですし、市の対応として一つのお手本になるものと存じます。	意見	今年度につきましては、昨年度から実施している補助事業に加え、高齢者施設に対して検査キット配布によるPCR検査事業を実施しております。今後も高齢者施設等のクラスター発生防止に向けて取り組んでまいります。	高齢福祉課			
12	永富 加代子	資料4	P15・No.10	放課後児童健全育成施設整備事業	令和元年度から令和2年度にかけ、予算額のかなり増えている。待機児童解消は減り、役立っているのでしょうか。	質問	待機児童につきましては、解消には至っていないものの、民設放課後児童クラブを新たに開設することなどによって、受入可能児童数を拡大した結果、令和2年以降、減少に転じているところです。今後も、当該事業に係る予算を最大限活用したうえで、民設放課後児童クラブに対する運営支援の拡大に努めるとともに、学校の余裕教室の積極的活用による整備及び公共施設を活用した施設整備を推進し、放課後児童クラブに入室を希望される方が一人でも多く入室できるよう受入規模の拡大に努めてまいります。	青少年育成課	項番12 放課後児童健全育成施設整備事業の回答について引き続き、待機児童数ゼロを目標として子育て支援をお願いしたいと存じます。民設放課後児童クラブに対する支援の拡大についてですが、令和3年度における「放課後児童支援員等処遇改善等事業」とあわせて、具体的にどのようなことを計画されているのか教えていただきたいと存じます。要望としましては公設放課後児童クラブに比べ、民設放課後児童クラブの保育料が高い現状があります。なるべく差が小さくなるようにご支援をいただきたく存じます。放課後児童クラブおよび運営事務局において、職員・パート（アルバイト）不足と伺っています。民設においては、保育料が職員の給料となるため、職員・パート（アルバイト）の給料を上げることができず、そのため解決が難しい状況にあるようです。未来を担う子ども達、児童を預ける保護者にとりまして、安心・安全な放課後児童クラブとなるよう支援を進められていくことを願っています。	高野直美	民設放課後児童クラブへの支援については、支援員の処遇改善のための助成を行うほか、新設・移転・及び環境整備を実施する運営事業者が負担する経費の一部を助成します。また、民設放課後児童クラブに入室する児童の保護者負担金の軽減を図るため、所得に応じて保護者負担金の一部を助成します。
13		資料4	P15・No.12	さいたま市子ども家庭総合センターの運営	子ども・家庭を取り巻く課題に総合的に取り組むとあるが、実際、具体的にどのような課題に主に取り組んでいるのか興味があり、知りたいと思う。	質問	子ども家庭総合センターでは、総合相談の窓口に加えて、児童相談所、こころの健康センター、総合教育相談室、男女共同参画相談室などの専門相談機関があり、それぞれが連携して子どもや家庭が抱える相談に対応しています。例えば、総合相談窓口には、育児・しつけ、学校への行き渋り、生活習慣の問題等を含む様々なご相談を頂きますが、背景には子どもの発達の課題、家庭内の課題、学校内の課題などが複雑に絡み合っている可能性があり、一つの相談機関で解決しない問題も多いため、定期的に専門相談機関同士の会議を開催したり、個別の事案についての打合せを随時行うなど、専門相談機関相互の連携を図り、迅速な支援に繋げるよう努めています。	子ども家庭総合センター総務課	仲町小学校の学校運営協議会に所属し、学校・家庭・地域が一体となって子どもたま市子どもの育成にあたることが重要と認識しています。子ども家庭総合センターの役割は、複雑な子どもの環境に踏み込んだ非常に重い役割を担っていると思います。課題・問題などを専門機関ばかりでなく、地元の学校・地域などとの情報共有を図り対処していくようお願い致します。	小野寺信夫	子ども家庭総合センターの専門相談機関で取り扱っている課題や問題につきましては、解決にあたり、学校を含めた地域との連携が大切であると考えております。さいたま市では、要保護児童等に関し、関係機関での情報交換や支援内容に関する協議を行うことを目的とした機関として、「要保護児童対策地域協議会（以下、協議会）」を設置しています。この協議会は、子ども家庭総合センターの専門相談機関を始め、市立小中学校・保育園・幼稚園等で構成されており、定期的に会議を開催しています。今後もこのような協議会の活用等により、子ども家庭総合センターの専門相談機関だけでなく学校や地域との情報共有を行なってまいります。

項番	委員 (五十音順・敬称略)	資料番号	該当箇所	施策名	意見等	区分	回答	回答 作成課	再意見	委員	回答(再意見)
14	依田 博之	その他	その他	生活保護「保護決定通知書」の内容改善について	<p>生活保護受給者の各種扶助の金額増減等を決定・変更を通知する「保護決定通知書」（以下、「通知書」とその内容は、受給者の生活に直結し、それを左右する重要な書類です。</p> <p>さいたま市の現行「通知書」については、受給者のなかから「大変解りにくい」「自分がどんな扶助や差引かれているか分からない」「収入認定の何がどう変わったのか分からない」などの意見が輩出しています。また、Web(ウェブ)で厚労省「生活保護 決定通知書」を検索すると「保護決定通知書の読み方」の解説が表示されることに象徴されるように、「分かりにくさ」が常態化しています。</p> <p>さいたま市は、生活保護関係者にたいして「要望は受け、解りにくい声は認識している」としていますが、「限られたスペースで様式変更は難しい」「決定理由は詳しく丁寧にするように福祉事務所には通知する」としています。この数年間、同様の立場は変わらず、受給者の要望意見にもとづく改善のための進捗はみられません。生活保護関係者は、①滋賀県が「通知書」の「従来の基準改定のみは行政手続き上よくない」として改善に踏み切った事例を示し ②改善された「通知書」（朝霞市その他）を提示して、市の「通知書」の改善を求めています。</p> <p>このような実態を踏まえて、ここに示す改善方を求めます。</p> <p>「生活保護の申請は国民の権利です。生活保護を必要とする可能性はどなたにもあるものですので、ためらわずにご相談ください。」（厚労省ホームページ&lt;生活保護&gt;より）。これは生活保護申請者が窓口の「水際作戦」によって申請にいたらないことのないように、国会の討論を経て厚労省が表示したものです。この立場は保護開始以降も同じです。受給者が憲法25条で保障された最低限度の生活を維持するために受給内容の理解と納得が必須条件であるからです。</p> <p>「通知書」の目的は、生活保障の必須条件を受給者全員に明示することにあります。この前提を充たさない「通知書」であってはならないでしょう。現行「通知書」はこの意味で不適切かつ真の生活保護制度を歪めることになりかねません。直ちに分かりやすい「通知書」とするために具体的作業を進め、速やかに作成と受給者への活用を開始することを求めるものです。</p>	意見	<p>保護決定通知書につきましては、ご指摘の通り受給者の方が、自身に支給されている扶助費を把握するための重要な書類であり、その通知の見やすさが求められていることは認識しております。</p> <p>現在、本市で使用しております保護決定通知書につきましては、決定内容を記載するスペースが限られていることから、別紙による保護の決定内容の補足や、決定内容に対する丁寧な説明を行うことにより対応しております。</p> <p>ご提示いただきました、他の地方公共団体の通知例を参考とし、受給者の皆様がより見やすい通知の在り方、また、決定内容の教示について分かり易い文書構成等を検討して参りたいと考えております。</p>	生活福祉課			
15		その他	その他	扶養種類と内容を明示する「マニュアル」の作成と周知について	<p>保護受給者は、ケースワーカーの適切な説明によって扶助種類・金額などを詳しく知ることができます。しかし、説明がなく、知らされないまま「必要な扶助を受けられない」ケースが続出しています。例えば、学生助成費用のなかで *高校生の通学定期代 *教材費 *修学旅行準備金 *学生服費用などを知らされなかったために受給できず進学高校生の生活に影響と被害が生じました。通学定期代を受給できることを知らなかったために希望進学学校を受験できませんでした（定期代支給を知っていれば、やや遠い第1希望校に受験できたのに）。</p> <p>単にケースワーカーの説明に依拠するだけでなく、市として扶助項目と扶助金額を明示する「マニュアル」を作成・周知することが必要です。</p> <p>さいたま市は、この件について「マニュアル化は扶助種類が多数あるので大変だが、主だった種目の案内は大事」「支給できないことのないように、方式は不明だが考える」と、前向きな姿勢を示しています。</p> <p>以上の受給者および市の見解を受けて、その実施方お願いします。さいたま市では「マニュアル」の必要性を認めると推察できるので、その内容の検討と「マニュアル」作成を、今年度中の事業として実施をお願いするものです。このような実践の積み重ねをつうじて、最低限度の生活維持を保障する国及び地方自治体の責任を果たせるものと考えます。</p>	意見	<p>生活保護法により支給可能な扶助費につきましては、種類が多くその支給要件も複雑となっております。ご指摘の通り、ケースワーカーに依拠するだけでは、十分な制度説明を行ったとまでは言えないことから、本市としましては、例えば、小中学生や、高校生のいる家庭に対し、支給可能な教育扶助、生業扶助の一覧を記載したリーフレットを作成し、配布する等、適切な扶助費が支給されるよう努めております。</p> <p>また、ケースワーカーに対しましては、生活保護業務に関する研修の実施や、各業務に関するマニュアルの作成、基準改定時の各扶助費の基準額の一覧の作成等、市民の皆様に対して、適切に制度案内ができるよう教育を行っております。</p> <p>生活保護制度につきまして、毎年改正が行われ、その都度取扱いが大きく変わることもある制度となりますので、今後も、マニュアルの作成や、ケースワーカーへの研修を徹底し、生活保護業務の適正実施に努めて参ります。</p>	生活福祉課			

項番	委員 (五十音順・敬称略)	資料番号	該当箇所	施策名	意見等	区分	回答	回答 作成課	再意見	委員	回答(再意見)
16	依田 博之	資料4	P11・No.14	老人福祉施設等施設建設補助事業	<p>老人福祉施設のうち特別養護老人ホーム(以下、特養ホーム)について、意見を述べます。</p> <p>さいたま市は第8期介護保険事業計画で、2015年度から2020年度までの特養ホーム「入所待機者の推移」を記載。2015年度・1,907人 16年・1,361人 17年・1,132人 18年・1049人 19年・1,003人 20年・752人。2020年4月時点の待機者は752人となりました。さらに、市は「2023年3月までに待機者をゼロにする」と、市民に回答しました。この期間、さいたま市の果たしてきた本事業推進について、すでに入所した特養ホーム待機者とその家族、および待機者ゼロを求める市民などから感謝の声があがりました。委員自身も同感です。</p> <p>しかし、待機者はこの到達人数で停止しないどころか、日々増大しています。認知症が進行する高齢者、一人暮らしで介護する家族がいない、介護する家族が疲れ果て病気になる、自宅ではケアできない高齢者などが急速に増大します。そのうえ新型コロナウイルスの追い打ちによって事業所・要介護者ともに深刻な打撃を受け「介護難民」が増大しています。また、待機者の多くは「今すぐ入所したい」「1年以内に入所したい」と待ち望んでいます。一刻も早い入所を実現し待機者をゼロにすることは喫緊の課題です。待機者ゼロにすること、ゼロ状態を維持・継続する対策の基本は、第1に、2020年度までに新設を計画し、積み残しているベッド数の整備を短時間で完了させること、第2に、既存の特養ホームの空きベッド(床)に待機者を入所させること、第3に待機者をゼロにするために2021年度から始まる第8期介護保険事業計画(以下、第8期計画)において新設整備数を明示して事業を推進することです。その共通の土台に、介護専門職の雇用を確保する真剣な対応を、事業者とともに推進することが不可欠です。ところが、さいたま市の第8期計画は、特養ホーム整備計画はゼロ。待機者をゼロにする具体的対策(例えば空きベッド入所計画等)も提示していません。一方、被保険者の介護保険料を11.1%も値上げする理不尽な行いは重大です。これでは憲法で規定する社会保障を「持続不可能」な状態におとしめることとなります。</p> <p>さいたま市は、ここに述べた実態を斟酌し、待機者ゼロの達成の方針を次のとおり明確にされるようお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2023年3月までに待機者ゼロという方針の厳守と具体的施策</li> <li>以降、待機者ゼロ状態を継続するための整備計画を含む各種施策の明示</li> </ol> <p>を願ひし、当委員の意見といたします。</p>	意見	<p>特別養護老人ホームにおける入所待機者については、入所に至らない理由を調査した結果、①入所順位に至らない②家族等が入所を希望しているが、本人が希望していない③医療的ケアなど施設で対応不能、これらが主な要因であることを確認しております。</p> <p>①につきましては、特別養護老人ホームは、介護の必要性が高い方から順に入所することになっており、他市から、より介護の必要性が高い入所希望者が現れた場合、その方が優先して入所することとなります。そのため、入所できるのが本市の被保険者に限定される地域密着型介護老人福祉施設を、令和3年度から令和5年度までの3年間で174人分整備することを計画しています。</p> <p>②につきましては、本人の希望を尊重し、引き続き在宅生活を送るために必要な介護サービスの整備を図ってまいります。具体的には、令和3年度から令和5年度までの3年間で、定期巡回・随時対応型訪問介護看護を2か所、小規模多機能型居宅介護を6か所、看護小規模多機能型居宅介護を3か所整備することを計画しています。</p> <p>③につきましては、入所者に必要な医療的ケアを提供することが可能な、介護医療院を令和3年度から令和5年度までの3年間で600床整備することを計画しています。</p> <p>特別養護老人ホームの入所待機者につきましては、これらの整備を行うことで、解消に努めてまいります。</p>	介護保険課	<p>先に提出した当委員の意見(以下、意見)の要旨は、特別養護老人ホームの待機者をゼロにするために、①特養ホームの従来からの整備計画の積み残し(未整備分)の整備 ②既設施設の空きベッドへの入所 ③今後の増設計画作成と事業の推進、を実施することの必要性を述べ、その上で、待機者ゼロにする期限の厳守と、ゼロの状態を継続すること、を求めました。しかし、回答(案)には、意見に対する回答が欠落しています。さらに、意見で求めている「入所に至らない理由を調査」したとして、待機者を特養ホームには入所させず、他の施設を「整備」して「解消に努め」としています。当委員はこの回答(案)を常識的に考えて理解も納得できませんので、下記のとおり再意見(以下、再意見)を提出します。</p> <p>回答(案)には以下の問題点あると考えます。</p> <p>第一に、特養ホームを整備しないことを前提にしたため、待機者を特養ホームに入所させることが不可能になったことで、そして、空きベッドの活用などの必要な努力も念頭に置いていないのには驚愕しました。この10年来、市は「介護保険事業計画」各期について、待機者をゼロにする目標に向けて特養ホーム建設計画と整備実施状況を具体的に明示し、それに向けて担当部署は真剣な取組みを積み重ねてきました。永年継続してきた方針を転換させた責任は極めて重大であり、特養待機者および多くの介護難民を切り捨てることとなります。</p> <p>第二に、特養ホーム入所希望者(待機者)全員を特養ホームに入所させないで、介護医療院や地域密着型介護老人福祉施設などに振り分け入所をさせようとしていることです。特養ホームは、常時介護が必要で、在宅での介護が困難な人に日常生活の介護、健康管理にとって必要な施設です。介護医療院や地域密着型介護老人福祉施設はそれぞれの目的に沿った施設であって、特養ホームに代替できるものではありません。特養ホームに入所するために「待機」を余儀なくされている人の困難に乗じて、希望もしていない施設への振り分け入所の誘導・強制は到底許容されるものではなく、個人の尊厳を傷つける重大な越権行為です。</p> <p>尚、回答(案)にある待機者の振り分け入所先の介護医療院については、2017年の法改正で介護医療院が創設されましたが、これは介護療養病床の廃止を2018年3月としたが6年延長して2024年3月末までにし、新施設の介護医療院に転換させるというものです。介護医療院の利用者1人当たり床面積は8㎡(特養は10.3㎡)。介護医療院が医療機関に併設の場合は、看護師・介護職員の人員配置基準が引下げられ(特養ホームは入所者3人に職員1人)、利用者へのサービス低下につながります。</p> <p>国の方針を優先して2024年3月までに介護医療院の創設を急ぎ、それに特養ホームの待機者を振り分ける市の回答(案)については、もっと慎重に、待機者やその家族の意見をよく聞いて対応する必要があります。このまま強行すれば待機者・介護保険利用者のQOLを維持し、尊厳を守るという福祉の根本的視点を貫徹できないことになると考えます。待機者の特養ホームへの入所促進をあらためて求めて、意見とします。</p>	依田 博之	<p>特別養護老人ホームの入所待機者については減少傾向にあるものの、整備数に対する解消スピードの鈍化(2018年～2019年)が見られたことから、市内の特別養護老人ホームの入所者及び待機者の状況と入所に至らない理由を調査した経緯があります。その結果については前回の回答のとおり、医療的なケアなどを要することから入所したくても入所できない、本人が入所を希望していないといった待機者が含まれていることを把握しております。これらの方々に対して特別養護老人ホームを整備しても待機者の解消は望めないことから、それぞれのニーズに合わせた整備を行っていくところであり、希望もしていない施設への振り分け入所の誘導・強制をするものではなく、また、利用者へのサービス低下を招くものでもありません。</p> <p>なお、入所順位に至らない入所待機者に対しては前回の回答のとおり、地域密着型介護老人福祉施設(地域密着型特別養護老人ホーム)を整備することで解消に努めてまいります。</p>
17		その他	その他	新コロナ感染下における高齢者施設でのクラスター発生を予防するPCR検査の実施について	<p>変異株が多数となったコロナ感染が全国的に拡大し、とくに高齢者施設におけるクラスター発生が頻発しています。神戸市では133人感染・26人死亡、門真市では61人感染・13人死亡と報道されました。感染拡大の結果、医療機関での治療と入院ができず、高齢者施設での対応が余儀なくされています。クラスターは1,422件にのぼり飲食業を超えました。これまで国・県の費用負担・市融資事業を除いた、さいたま市のコロナ対策費は約68億円(全体の約3.2%)です。この局面で、ワクチン接種は勿論のこと、高齢者施設の感染を防止する積極的な検査体制を抜きにして、安心の介護体制を確立することはできません。</p> <p>市独自の財政も積極的に活用して、さいたま市の高齢者施設でのクラスター発生を未然に防ぐために、施設職員と入所者全員へのPCR検査を継続して反復実施することをお願いします。</p>	意見	<p>高齢者施設における新型コロナウイルス感染者の早期発見によるクラスター発生防止を目的として、施設従事者及び新規入所者を対象に、4月から検査キットの配布方式によるPCR検査を、2週間に1回程度の頻度で実施できるよう体制を整備したところです。既入所者へのPCR検査につきましては、施設内での感染対策により感染リスクは相対的に低く抑えられていると考えておりますが、今後の感染状況等を踏まえながら、柔軟な対応をとれるよう、適宜必要な検討をしております。</p>	高齢福祉課			